

旭指監 第252号
平成28年 3月17日

指定障害福祉サービス事業者等 各位

指導監査課長

平成28年度介護給付費等算定に係る体制等及び加算に係る届出について

平素より本市の福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記届出について、平成28年度の介護給付費等の算定要件の充足を確認する必要があることから、次のとおり指定障害福祉サービス事業等について、体制等届出書等の提出をお願いします。

1 届出に係る留意事項

- (1) 訪問系事業所（居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護）及び相談系事業所（計画相談支援及び障害児相談支援）については，平成28年度に特定事業所加算を算定する場合のみ提出してください。平成27年度に引き続き同加算を算定する事業所は，平成27年度において要件を満たしていることが分かる書類（実績等）もあわせて提出してください。その際，添付書類が大量になる場合は，当課へ相談してください。
- (2) 療養介護，生活介護，短期入所，施設入所支援，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），宿泊型自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型及び共同生活援助については，加算算定の有無にかかわらず，当該全てのサービス種別について提出してください。
なお，提出の際は，事業所番号ごとにまとめて提出していただくようお願いします。

2 提出期間（サービスの種類ごとで提出期間が異なりますので，御注意ください。）

- (1) 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，計画相談支援及び障害児相談支援については，平成28年4月1日（金）～平成28年4月8日（金）に提出してください。
- (2) 療養介護，生活介護，短期入所，施設入所支援，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），宿泊型自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型及び共同生活援助については，平成28年4月1日（金）～平成28年4月15日（金）に提出してください。

※前年度実績が適用の要件とされていない体制・加算については，届出が15日以前になされた場合には翌月から，16日以降になされた場合には翌々月からの適用が原則となりますが，前年度実績が適用の要件とされている体制・加算については，3月31日以降でなければ実績が確定しないことから，上記期間内に提出された場合に限り，4月1日に遡って体制・加算の適用を認めているところです。

3 提出方法

直接持参又は郵送により提出願います。

なお，郵送による場合は，封筒宛名面隅に「体制届出書在中」と朱書きしてください。

また，持参による場合は，窓口が混み合うことが予想されるため，事前に連絡（予約）のうえ来庁されることをお勧めします。連絡がなく来庁された場合も対応はいたしますが，事前に連絡があった方を優先して対応しますので，窓口での順番変更や待機時間が長くなりますことを御了承願います。

4 提出先

旭川市福祉保険部指導監査課

旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階 指導監査課

5 提出書類

別紙「届出書類一覧表」のとおり。

6 届出書類の様式について

届出書等の各種様式については，旭川市指導監査課のホームページに掲載しています。

●旭川市トップページ上段「事業者向け」>「よく利用されるページ」中「障害福祉サービス事業者向けトップページ」>「4障害福祉サービス事業等の指定申請，変更届，給付体制届等に係る様式等」

(1) 及び (2) から取得できます。

【担 当】

旭川市役所福祉保険部指導監査課（障害担当）

Tel：0166-26-1111 内線（5120・5118）

届 出 書 類 一 覧 表(訪問系サービス・相談支援)

- 1 平成28年度において、次の加算を算定する場合に提出する書類
(前年度まで算定していた加算であっても改めて届出が必要です。)

サービス種類	加算等名称	提出書類	
居宅介護	特定事業所加算	別紙3-1(特定事業所加算に係る添付書類)	別紙3-5 (特定事業所加算に係る 確認表)
重度訪問介護	特定事業所加算	別紙3-2(特定事業所加算に係る添付書類)	
同行援護	特定事業所加算	別紙3-3(特定事業所加算に係る添付書類)	
行動援護	特定事業所加算	別紙3-4(特定事業所加算に係る添付書類)	
計画相談支援	特定事業所加算	別紙3-6(特定事業所加算に係る添付書類)	別紙3-7(特定事業所加算 に係る基準の遵守状況に関 する記録(保存用))
障害児相談支援	特定事業所加算	別紙3-6(特定事業所加算に係る添付書類)	

- 2 1の加算を算定する場合に添付する書類

提出書類	
指定障害福祉サービス事業者等変更届出書	様式第19号
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	(様式第1号)その1, 2
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	様式第4号(平成28年4月1日現在が含まれているもの)

※ それぞれの要件等を満たすことがわかる書類(例 資格証, 実務経験証明書, 雇用証明書, 契約書, 体制図等)を必要に応じて添付してください。資格証や修了証などを複写物(コピー)により提出する場合は, 書類に印影がある書類又は事業者が作成していない書類である場合は, 必ず事業者により原本謄写証明を行った上で提出してください。

また, 平成27年度に引き続き特定事業所加算を算定する事業所は, 平成27年度において要件を満たしていることが分かる書類(実績等)もあわせて提出してください。その際, 添付書類が大量になる場合は, 当課へ相談してください。

《届出書類作成の注意点(各サービス共通)》

- 提出書類は, 当課ホームページよりダウンロードして使用してください。
昨年度使用した様式は, その後修正されているものもありますので, お手数ですが, 再度ダウンロードの上, 御使用ください。
- 「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」は, 届出するサービス種類が記載されているページのみ添付してください。該当しないサービス種類のページは添付不要です。
(該当するサービスを一枚に集約しても可)

届 出 書 類 一 覧 表 (日中活動系サービス等)

1 必ず提出する書類

提出書類		
指定障害福祉サービス事業者等変更届出書		様式第19号
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書		(様式第1号)その1, 2
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表		介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表		様式第4号(平成28年4月1日現在が含まれているもの) ※就労移行支援, 就労継続支援A型及び就労継続支援B型において, 施設外就労を実施している(予定含む)事業所は, その事業所本体の職員配置と施設外就労のユニットごとの職員配置について, 勤務形態一覧表において区分して記入してください。
平成27年10月~平成28年3月分の「短時間利用者減算算定シート」及び「減算確認表」(就労継続支援A型のみ)		「短時間利用者減算算定シート」及び「減算確認表」 ※様式はH27.9.24付けメールにて送付済みです。
目標工賃及び平均工賃実績が確認できるもの(就労継続支援B型のみ)		別紙29(目標工賃達成加算に係る添付書類)
就労支援事業に係る会計関係書類(就労移行支援, 就労継続支援A型及び就労継続支援B型のみ)		直近の就労支援事業別事業活動明細書(平成28年2月時点以降のもの)
利用者数算定表 ※ 人員配置体制を確認するため。	療養介護	添付様式2(利用者数算定表(療養介護))
	生活介護	添付様式3-1(利用者数算定表(生活介護))
		添付様式3-2(生活介護に係る添付書類)
	就労移行支援	添付様式1(前年度の利用実績表)
	就労継続支援A型	添付様式4(利用者数算定表(就労継続支援))
	就労継続支援B型	添付様式4(利用者数算定表(就労継続支援))
共同生活援助	添付様式5(利用者数算定表(共同生活援助))	

2 今年度, 下記の加(減)算を算定する場合, 必ず提出する書類(前年度まで算定していた加(減)算であっても改めて届出が必要です。)

サービス種類	加算等名称	提出書類
療養介護	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	人員配置体制加算	別紙6(人員配置体制加算に係る添付書類(療養介護事業所))
生活介護	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	人員配置体制加算	別紙7(人員配置体制加算に係る添付書類(生活介護事業所))
		別紙8(平均障害支援区分等の算出に係る一覧表)
	常勤看護職員等配置加算	保健師又は看護師若しくは准看護師の資格証の写し及び雇用証明書
	送迎加算(※2)	別紙8(平均障害支援区分等の算出に係る一覧表) 別紙11(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	延長支援加算	別紙33(延長支援加算に係る添付書類)
	リハビリテーション加算	別紙10(リハビリテーション加算に係る添付書類)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)	
短期入所	重度障害者支援加算(※2)	別紙34(重度障害者支援加算に関する届出書(短期入所))
	緊急短期入所体制確保加算	別紙13(緊急短期入所体制確保加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	送迎加算(※2)	別紙11(送迎加算に係る添付書類)
	栄養士配置加算	管理栄養士または栄養士の資格証の写し及び雇用証明書
施設入所支援	夜勤職員配置体制加算	別紙19(夜勤職員配置体制加算に係る添付書類)
	重度障害者支援加算(※2)	別紙20-1(重度障害者支援加算(I)に係る添付書類)
		別紙20-2(重度障害者支援加算(II)に関する届出書)
	夜間看護体制加算	別紙21(夜間看護体制加算に係る添付書類)
	地域生活移行個別支援特別加算	別紙36(地域生活移行個別支援特別加算に係る添付書類)
	栄養マネジメント加算	別紙38(栄養マネジメント加算に関する届出書)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)	
自立訓練(機能訓練)	標準利用期間超過減算	別紙32(標準利用期間超過減算に係る添付書類)
	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	送迎加算(※2)	別紙11(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	リハビリテーション加算	別紙10(リハビリテーション加算に係る添付書類)
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)

サービス種類	加算等名称	提出書類
自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練	標準利用期間超過減算	別紙32(標準利用期間超過減算に係る添付書類)
	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	送迎加算(※2)	別紙11(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	夜間支援等体制加算	別紙25(夜間支援等体制加算に係る添付書類(宿泊型自立訓練))
	短期滞在加算	別紙23(短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る添付書類)
	精神障害者退院支援施設加算	
	通勤者生活支援加算(※2)	別紙22(地域移行支援体制強化加算及び通勤者生活支援加算に係る添付書類(宿泊型自立訓練事業所))
	地域移行支援体制強化加算(※2)	
	地域生活移行個別支援特別加算	別紙36(地域生活移行個別支援特別加算に係る添付書類)
	看護職員配置加算	別紙24(看護職員配置加算に係る添付書類)
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
就労移行支援	標準利用期間超過減算	別紙32(標準利用期間超過減算に係る添付書類)
	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	送迎加算(※2)	別紙11(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	就労定着支援体制加算	別紙31(就労定着者の状況(就労定着支援体制加算に係る届出書))
	精神障害者退院支援施設加算	別紙23(短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る添付書類)
	移行準備支援体制加算	別紙27(移行準備支援体制加算(Ⅰ)に係る添付書類)
	就労支援関係研修修了加算	実務経験証明書, 研修修了証の写し及び雇用証明書
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
就労継続支援A型	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	送迎加算(※2)	別紙11(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	重度者支援体制加算(※2)	別紙28(重度者支援体制加算に係る添付書類)
	就労移行支援体制加算	別紙26(就労移行支援体制加算に係る添付書類)
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)
就労継続支援B型	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	送迎加算(※2)	別紙11(送迎加算に係る添付書類)
	食事提供体制加算	別紙12(食事提供体制加算及び栄養管理体制に係る添付書類)
	重度者支援体制加算(※2)	別紙28(重度者支援体制加算に係る添付書類)
	就労移行支援体制加算	別紙26(就労移行支援体制加算に係る添付書類)
	目標工賃達成指導員配置加算(※2)	別紙30(目標工賃達成指導員配置加算に係る添付書類)
共同生活援助	大規模住居等減算	別紙14(大規模住居等減算に係る添付書類)
	福祉専門職員配置等加算	別紙5(福祉専門職員配置等加算に係る添付書類)
	重度障害者支援加算(※2)	別紙16(重度障害者支援加算に係る添付書類 (共同生活援助事業所(介護サービス包括型)))
		別紙35(共同生活援助の重度障害者支援加算に係る届出書)
	夜間支援等体制加算	別紙15(夜間支援等体制加算に係る添付書類)
		※ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、次の2点についても提出が必要。 ○ 休憩時間が明記されている就業規則 (休憩時間を一義的に定めたい場合は、基本となる休憩時間等をあらかじめ明記するとともに、休憩時間については具体的に各人毎に個別の労働契約で定める旨の委任規定が就業規則に設けられていること。) ○ 雇用契約書の写し
	自立生活支援加算	別紙17(自立生活支援加算に係る添付書類)
	通勤者生活支援加算(※2)	別紙18(通勤者生活支援加算に係る添付書類)
	地域生活移行個別支援特別加算	別紙36(地域生活移行個別支援特別加算に係る添付書類)
医療連携体制加算(V)	別紙37(医療連携体制加算(V)に関する届出書)	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(※2)	別紙9(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る添付書類)	

※1 それぞれの要件等を満たすことがわかる書類(例 資格証, 実務経験証明書, 雇用証明書, 契約書, 体制図等)を必要に応じて添付してください。資格証や修了証などを複写物(コピー)により提出する場合は、書類に印影がある書類又は事業者が作成していない書類である場合は、必ず事業者により原本謄写証明を行った上で提出してください。

※2 平成28年3月末までの実績が必要となりますので御注意ください(必要に応じて、「前年度の利用実績表」, 任意様式の実績表等を添付してください)。